知っとく情報発信ちゅー！

村民相談室

「無料で点検します」の言葉に要注意！ 不安に思ったら契約せずに、早めに相談を！

【問い合わせ】消費生活センター（村民相談室内 ☎287-0858）

“住宅の無料点検後に、業者から「工事が必要」と言われ、その場で契約をさせられた”という、「点検商法」や「リフォーム詐欺」によるトラブルが発生しています。

屋根や床下などは自分では容易に確認ができないため、点検後に「工事が必要」と言われると、本当に必要な工事かどうかの判断が難しいことがあります。

点検の際に撮影した写真や動画を見せて消費者の不安をあおったり、自然災害で壊れた箇所を「保険金で修理ができるから」と言って契約を迫ってきたりする場合もありますので、ご注意ください。

【事例①】ついでを装い訪問し、不安をあおって契約を迫る業者

自宅を訪問してきた業者から「近くで屋根の工事をしていて、お宅の屋根がずれているのに気が付いた。ついでに格安で工事できるが、どうだろうか。このままでは雨漏りしてしまうので、早く工事した方がいい」と言われ、考える間もなく契約してしまった。

【事例②】無料で修理できるとお得感を打ち出し、契約を迫る業者

自然災害で破損した箇所を、「保険金を使えば無料で修理できる」と言われた。無料ならやっても良いと思い、契約書にサインした。「工事代金は保険金額と同じにする」と言われたが、工事内容が不明なため、工事をやめたい。

【被害に遭わないためには！】

▽**安易に点検させない…**「無料で点検する」と言って訪問してくる業者は、言葉巧みに不安をあおり、契約をさせようとします。点検を了承してしまうと冷静な判断ができないまま契約してしまう可能性があります。

▽**まずは自治体に確認する…**自治体と関係があるかのように勧誘してくる業者には要注意です。

▽**加入している損害保険会社に相談する…**保険金を前提とした勧誘にご注意ください。保険金が支払われないケースもあります。

▽**見積書や工事内容の詳細を書面で確認する…**契約をする前に、他の業者にも見積もりをもらい、比較検討するようにしましょう。

国民年金だより

国民年金保険料「産前産後期間の免除制度」

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産（妊娠85日（4か月）以上の場合で、死産、流産、早産された方を含む）した際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が、平成31年4月から始まりました。

■対象となる方

国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の方が、免除の対象となります。

■国民年金保険料が免除される期間

出産予定日または出産日が属する前月から4か月間（多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日が属する3か月前から6か月間）の国民年金保険料が免除されます。

■申請方法

申請は、出産予定日の6か月前から可能で、出産後でも申請できます。

出産前に申請する方は▽年金手帳▽身分証明書▽出産予定日が記入された母子手帳――を、出産後に申請する方は▽年金手帳▽身分証明書――をお持ちの上、住民課（役場行政棟1階）へお越しください。※被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など、出産日および親子関係を明らかにする書類が必要となります。

■その他

▽産前産後の免除は、被保険者の年金額を計算する際に保険料を納めた期間として扱われます。▽保険料を前納している場合、産前産後期間の保険料は還付されます。

■問い合わせ

水戸北年金事務所（☎231局2283）、ねんきんダイヤル（☎0570-051-165）、住民課保険年金担当（☎282局1711内線1133）